

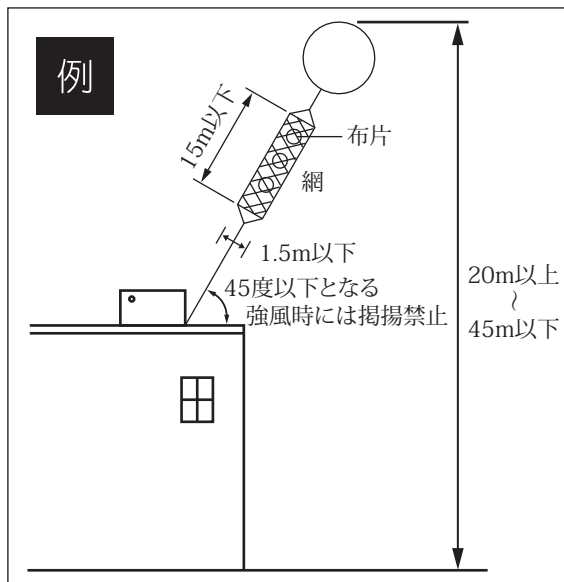
アドバルーンに関して

【掲揚に関する緒注意（法規）】

●アドバルーンは屋外広告物です。ヘリウムガスを使用しますので、警察・消防署の届出は必要ありませんが、役所土木部への屋外広告物許可申請が必要となります。（各市町村条例にて屋外広告物許可規準があります）

（一部抜粋） ※詳しくは掲揚予定地の各区市町村土木部へお問い合わせ下さい。

- ・掲揚高度は、地上から20メートル以上、45メートル以下とする。
- ・掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。
- ・地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時には、掲揚しないこと。
- ・掲揚作業及び降下作業時の危険防止の処置がとられていること。
- ・掲揚中は常時監視員を置き、気球または周囲の状況の変化により危害防止上危険と認められた場合は、掲揚を取りやめること。
- ・同一場所で2個以上掲揚するときは、接触せぬ程度に相当の距離を保つこと。
- ・夜間などガス充填のまま気球を格納するときは、囲いのある空地か周囲が壁に囲まれている所を選び気球が浮動しないように繋結すること。
- ・気球及び広告は、掲揚についての承諾を受けた土地または物件からはみださないこと。



※許可申請が必要のない場合

- ・公益を目的とした集会や催事（〇〇市民祭り等）
- ・自己の管理する土地で、表示面積5㎡以下の場合等

※許可が出ない場合

禁止区域（景観形成特別区域…浜離宮、新宿御苑等）や禁止物件（高速道路、空港）等
但し、一定の規準以内であれば掲揚も可能な場合がございます。詳しくは所管の役所にお問い合わせ下さい。

【許可申請手数料および許可期間（東京都の場合）】

・アドバルーン1個（球）につき、2,850円（1ヶ月に付き）／1日でも同金額がかかります。

◎.....psmile.....◎

〒170-0005 担当：川島／武本
東京都豊島区南大塚 2-39-7 ヤマモト大塚ビル
TEL 03-3943-4311 FAX 03-3943-4322
URL <http://www.psmile.com>
mail info@psmile.com